

保護者・地域住民による 学校支援の枠組みについて

東京学芸大学 教職大学院
特命教授 平原 保



Gakugei 東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

本講座の概要

- 1 学校支援の枠組みに関する規定
- 2 コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度)
- 3 三者連携による教育活動
- 4 三者連携における学校の対応

1. 学校支援の枠組みに関する規定

(学校、保護者及び地域住民等の相互の連携)

(1)学校支援の枠組みに関する主な法令

教育基本法 第13条

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校教育法 第43条

(三者連携と情報提供)

学校教育法 施行規則 第49条 (学校評議員制度)

学校保健安全法 第30条

(三者連携と学校安全)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

(学校運営協議会)

(2)教育基本法

教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。



学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力



教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚して、相互に連携・協力に努める

(3)学校運営に関する情報の提供

学校教育法 第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
(中学校、高等学校等に準用)



三者連携と保護者・地域住民等への情報提供



- 学校だより、ホームページ等の活用
- 学校公開、保護者会、学校運営協議会等

(4)学校評議員の設置

学校教育法施行規則 第49条

小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の運営に関して意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(中学校、高等学校等に準用)



学校・家庭・地域が連携協力して教育を担っていくために地域に開かれた学校づくり

(5)児童生徒の安全を確保

学校保健安全法 第30条

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の实情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする

学校安全の推進

保護者・地域住民、関係機関との連携・協力

○交通安全 ○防犯 ○防災 ○食物アレルギー
○感染症対策（新型コロナウイルス含む）等

(6)学校運営協議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5
教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、
その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運
営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営
協議会を置くように努めなければならない。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）

保護者・地域住民等が力を合わせて学校の
運営に取り組む制度

教育委員会に学校運営協議会の設置が努力義務
として課せられている

2. コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

～学校運営協議会を設置した学校～

(1)学校運営協議会の委員

- 学校の所在する地域の住民
- 学校に在籍する児童・生徒の保護者
- 学校の運営に資する活動を行う者
- 教育委員会が必要と認める者

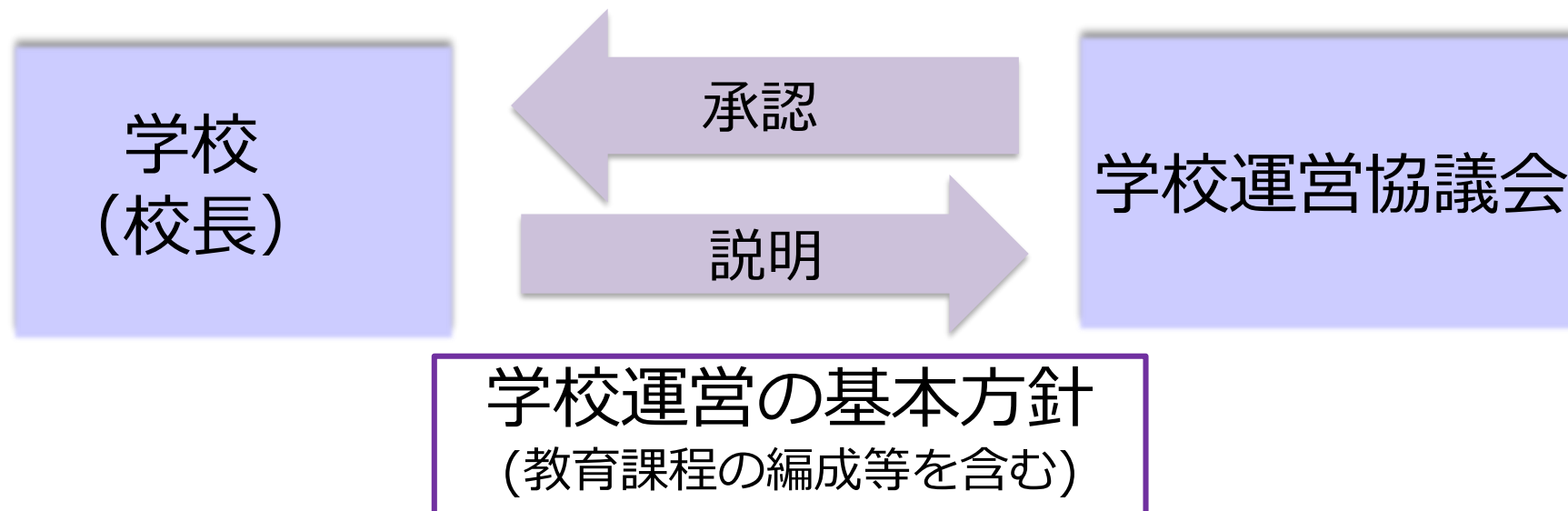
学校運営協議会の委員は、教育委員会が任命する。

校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

(2)学校運営協議会の主な役割 ①

① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。



(2)学校運営協議会の主な役割②・③

②学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

③学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

教育委員会
校長

②学校運営に関する事項

意見を述べる

学校運営協議会

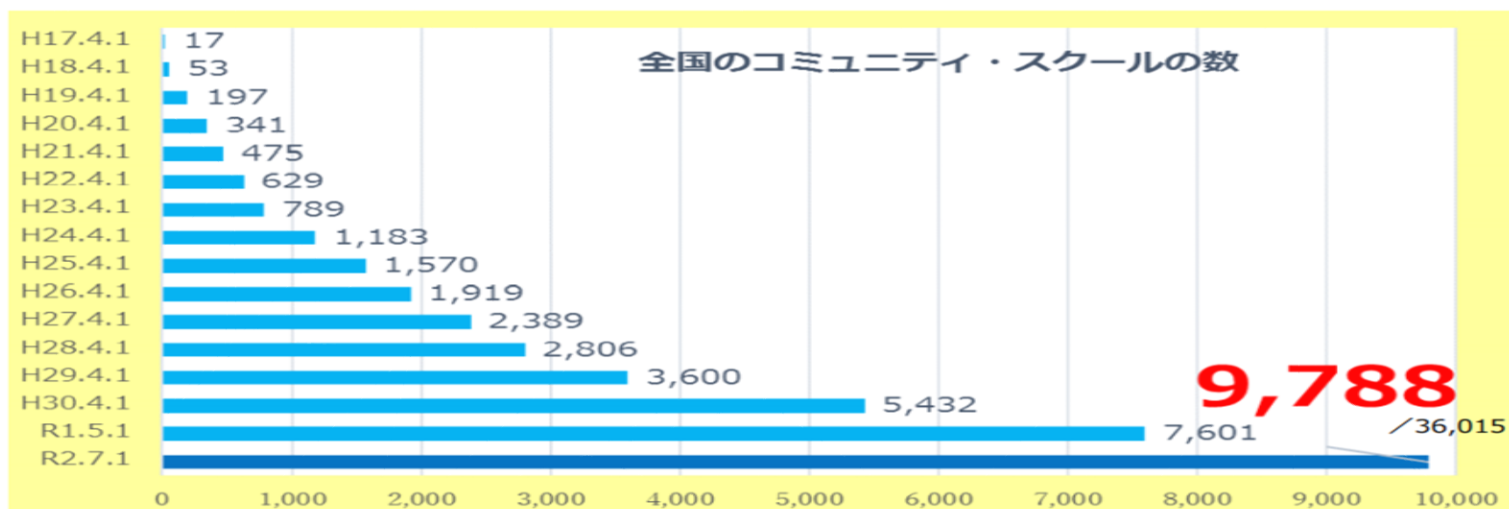
③職員の任用に関する事項

(3) コミュニティ・スクールの導入状況

(1) コミュニティ・スクールの導入状況

① 全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数

9,788校 (導入率27.2%) (前年度から2,187校増加 (導入率5.9ポイント増加))



※ コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会を置く学校を指し、法律に基づかない自治体独自の取組については除いている。

※ 全国の公立学校とは、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校のこと。

※ 学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。

文部科学省『2020年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査について（概要）』より引用

https://www.mext.go.jp/content/20201105-mxt_chisui02-000010925_1.pdf

(4)コミュニティ・スクールの成果①

コミュニティ・スクールに指定された 学校における成果認識

学校と地域は情報を共有するようになった (91.4%)

地域が学校に協力的になった (85.1%)

特色ある学校づくりが進んだ (82.7%)

子どもの安全・安心な環境が確保された (79.2%)

保護者・地域による学校支援活動が活発化 (74.4%)

中央教育審議会（平成27年12月21日）（答申）

『新しい時代の教育や地方創生に向けた学校と地域の連携の在り方の推進方策』

(4) コミュニティ・スクールの成果②

地域との連携により学校運営の改善が
図られる中での成果認識

- 教職員の意識改革
- 学力や学習意欲の向上
- 生徒指導上の課題解決
- 地域の教育力向上、地域の活性化

中央教育審議会（平成27年12月21日）（答申）

『新しい時代の教育や地方創生に向けた学校と地域の連携の在り方の推進方策』

(5)コミュニティ・スクールの課題

平成23年度調査から課題認識

学校運営協議会に対する一般教員の関心が低い (59.1%)

管理職や担当教職員の勤務負担が大きい (52.4%)

適切な委員の確保・選定に苦勞する (51.3%)

中央教育審議会（平成27年12月21日）（答申）

『新しい時代の教育や地方創生に向けた学校と地域の連携の在り方の推進方策』

令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 報告書より
コミュニティ・スクールを導入していない理由（教育委員会回答）

学校評議員制度や類似制度があるから (70.1%)

地域連携がうまく行われているから (64.7%)

すでに保護者や地域の意見が反映されているから (42.2%)

3. 三者連携による教育活動

～学校と保護者・地域住民の連携・協働～

- (1) 学習支援
- (2) 読書活動の推進
- (3) 児童生徒の安全・安心
- (4) 安全な教育環境づくり
- (5) その他

(1)学習支援①（授業支援）

○体験的活動の支援

- ・生活科「昔あそび」
- ・稲作（田植えや稲刈り）野菜栽培
- ・車椅子体験など福祉の学習

○地域学習への支援

- ・社会科、総合的な学習における
自然や歴史、伝統文化の学習への支援

○知識・技能の習得への支援

- ・家庭科「ミシンの学習」音楽科「和楽器」など

○専門性を活かしたゲストティーチャー

(2)学習支援②（授業以外における支援）

○放課後学習教室

- ・基礎学力の定着や補習
- ・自主学習への支援

○飼育や栽培活動への支援や助言

- ・小動物の飼育
- ・花壇や農園における栽培活動

○部活動への支援

- ・専門性を活かした支援
- ・児童生徒の見守り

(2)読書活動の推進

読書ボランティアの活動

 本の読み聞かせ

 図書室の環境整備

- ・ 掲示物の工夫
- ・ 推薦図書を紹介コーナー

 図書修繕

 読書ボランティア研修会



(3)児童生徒の安全・安心を守る取組み

児童生徒の安全を守る

- あいさつ運動
- 登下校の見守り（交通安全、防犯指導）
- 交通安全教室
- セーフティ教室
- 「SNSの適切な使い方」教室
- 地域と連携した防災教育と防災活動
 - ・ 総合防災訓練、避難所開設訓練など

(4)安全な教育環境づくり

学校や地域の環境整備

- 校内の美化活動
- 図書室の環境整備
- 学校花壇の整備 花木の剪定
- 学校周辺の美化活動
- 通学路の安全点検と安全確認

(5)その他

地域の文化施設との連携

- 美術館「美術鑑賞教室」
- プラネタリウム「星空教室」
- 図書館「ストーリーテリング」
「推薦図書紹介」

各種の専門家による学習支援

- 学校歯科医による健康教室
- 博物館の学芸員による講話 など

4. 三者連携における学校の対応

～学校と保護者・地域住民の連携・協働～

三者連携における学校の対応

(1) それぞれの役割と責任を自覚して、相互に連携・協力を努める

(2) 保護者・地域住民等への積極的な情報発信

- ・ 教育活動、学校運営に関する情報
- ・ 学校運営自己評価の結果を公表 など

(3) 保護者・地域住民等とビジョンや課題、情報を共有していく

信頼関係の構築・つながりの創出

引用・参考文献

文部科学省『2020年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動
実施状況調査について（概要）』

https://www.mext.go.jp/content/20201105-mxt_chisui02-000010925_1.pdf

中央教育審議会（平成27年12月）

『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の
在り方と今後の推進方策について（答申）』

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/05/1365791_1.pdf

佐々木幸寿(2020)『学校法第二版』学文社

浜田博文(2019)『学校経営』ミネルヴァ書房

古田薫・山下晃一編(2020)『法規で学ぶ教育制度』ミネルヴァ書房